

一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、診療報酬改定により**2024年10月より**、患者さまの希望で一部の先発品（長期収載品）を処方する場合や、一般名処方であっても患者さまが薬局で先発品を希望される場合には、保険外の料金（選定療養）がかかることも踏まえ、一般名処方を行っています。

※患者さまの希望による、先発品処方を行う場合は、通常の一部負担金に加え、**保険外の料金（選定療養【先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金】）**が発生します。

一般名処方について、ご不明な点等がありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

